

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 小牧市立大山保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 大野 千恵	定員（利用人数）： 140名（111名）	
所在地： 愛知県小牧市応時1丁目265		
TEL： 0568-77-1005		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和38年10月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 小牧市		
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員： 19名
専門職員	（園長） 1名	（副園長） 1名
	（主任） 1名	（保育士） 27名
	（調理員） 4名	（用務員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 7室	（設備等） 保育室・乳児室・遊戯室
		調理室・職員室（兼医務室）
		トイレ・園庭・プール

③理念・基本方針

★理念

【目指す子ども像】 豊かな心でよく遊べる子ども

★基本方針

「わくわく楽しい！みんなの大山保育園」

- ・ 子どもが大好きな友だちや先生と安心して過ごす中で、わくわくしながら楽しく遊べる保育園
- ・ 保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもと一緒にわくわくしながら通える保育園
- ・ 職員がチームワーク良く笑顔でやりがいをもって働き、子どもと一緒にわくわくできる保育園

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子ども達が「やってみたい！」と思えるような玩具、物、道具を用意し、子ども自ら考えたり工夫しながら遊ぶ楽しさを味わえる環境構成と保育者の関わりを大切にしている。
- ・乳児用の園庭があり、小さい年齢の園児が安心してのびのびと遊ぶことができる。
- ・園内の畑やプランターで野菜を育て、収穫して味わう中で、植物の生長に興味を持ったり、世話をする喜びが味わえるようにしている。
- ・子ども達の遊びの様子を写真などで見える化し、クラスだよりや掲示で保護者に伝えている。
- ・毎月、園内研修として子どもが楽しく遊んでいる場面を取り上げ、環境構成や保育者の関わりについて事例検討を行ない、保育の見直しに繋げている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 6月 1日（契約日） ～ 令和 5年 2月28日（評価確定日） 【令和 4年11月15日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の思いの浸透

着任1年目の園長が、自らの思いを伝えるためにリーフレットを作成して配布した。その表題は「大山保育園をこんな保育園にしたい！！」であり、その中の「園長の思い」のコーナーの冒頭で「安心、安全な保育…」を宣言している。それを理解した職員によって、自由な中にも手厚く丁寧な子どもに寄り添う保育が実践されている。その保育の姿勢が子どもの姿を通して保護者に伝わり、保護者アンケートの自由記述欄には、「安心」「丁寧」「のびのび」等の言葉が多数寄せられた。園長の思いは、確実に保護者まで届いている。

◆改善意識の高さ

市の方針として、毎年度公立保育園が3園、第三者評価を受審している。当園は今年度が初の受審であるが、昨年度までに受審した園に対して改善指摘した事項のいくつかは、当園で見事に改善されていた。市の園長会の方針による改善活動の横展開なのか、あるいは当園独自の取組みなのかは聞き損じたが、改善意識の高さは評価に値する。研修効果の確認、研修履歴の管理、実習生受入れの評価等々、見事にPDCAサイクルが回っている。

◆信頼を得るための保護者への配慮

保護者アンケートでは、保護者の園（職員）への信頼感がうかがえる回答が多かった。「どの先生も子どもの名前を知っている」「挨拶がしっかりしている」「子どもたちを温かく見守ってくれる」等々がその内容である。園の方針として、担任の職員以外にも保護者が相手を選んで相談できるように配慮したり、送迎時に職員が担任にかかわらず声をかけるなど、話しやすい雰囲気作りに努めている。部屋に余裕がない状況でも、延長保育時の空き部屋や職員が退出した職員室など、他者の目を意識せずに相談できる環境作りをしている。信頼感の裏側には、職員のたゆまぬ努力がある。

◇改善を求められる点

◆責任の所在の明確化

園としての「運営規程」がなく、「保育園運営案」にも園長の役割や責務が記載されていない。また、園長不在時の災害発生の際等に、誰が指揮命令権を持つのかの権限の委任先を明記したものもない。近年、保育園をめぐるの、心が痛むような事件や事故が頻発している。平時、非常時を問わず、常に責任の所在を明らかにしておくことは必須であり、早急な改善が求められる。

◆標準的な実施方法の文書化

保育実施時の留意点はガイドブックにまとめているものの、他園とも共通であるために園としての独自性に欠け、概略となっている部分が見られる。保育以外の業務手順については、文書化されていないものが多い。今後、保育の標準的な実施方法について、文書化(マニュアルの作成)することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、全職員で自己評価について具体的に検討することにより、日々の保育を振り返り、共通理解を図ることができました。訪問調査や評価結果からの助言と保護者の皆様からいただいた貴重なご意見を今後の保育運営に活かしていけるよう、引き続き職員一同、子どもを中心に考える保育を大切に努力していきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 着任1年目の園長は、園の方針である「わくわく楽しい！みんなの大山保育園」を受け、「安心・安全な環境の中で、子どもがのびのび、わくわくする保育」の実践を目指している。園長の思いを理解した職員によって園長の目指す保育が実践され、子どもの姿を通して保護者にも伝わっている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> コロナ以前と比較すると短時間ではあるが、市の園長会が対面で開かれ、市から園運営に有益な情報が伝えられている。副園長・主任会でも、様々な情報が取得されている。それらの情報の必要部分は、職員会議等で職員周知が図られている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 長年の課題である駐車場難、勤務シフトの都合による全体会議の実施の困難さ、遊戯室を保育室に流用する等の保育室の不足等、園の努力だけでは解決できない課題を抱えている。数年後には近隣にある市立幼稚園との統合（認定こども園化）が計画されているだけに、課題解決に取り組めない事情もある。課題解決は、数年後の統合を待つこととなる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 市の「まちづくり推進計画第1次基本計画」があり、数年後のこども園化（市立幼稚園との統合）が計画されている。園長は、「大山保育園をこんな保育園にしたい！！」とのリーフレットを作成して職員に配付し、職員室内にも掲示している。このリーフレットに込められた思いを整理し、園長が思い描く3年後や5年後の園の「あるべき姿」を中・長期計画として明文化されたい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 単年度の事業計画は、「保育園経営案」としてまとめられている。整合させるべき中・長期計画がないことから、前年度の「保育園経営案」の内容を評価し、その結果を次年度計画（保育園経営案）に反映させている。ただ、「保育園経営案」の評価が報告書としてまとめられておらず、また、計画内容に数値目標を含まないことから、評価が曖昧にならざるを得ない状態である。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 職員全員が職員会議に参加することはできないが、可能な範囲で集まって事業計画（保育園経営案）の作成や見直し、評価を行っている。会議に際しては、会議に参加できない職員から事前に意見を収集し、職員全員の意見を集約した計画となるよう工夫している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 「保育園経営案」そのものを保護者に配付することはないが、主要な部分（保護者の興味や関心が高い事項）を「入園のしおり」や「園だより」に掲載して周知を図っている。保護者アンケートでは、コロナ禍の影響が大きく、「事業計画の保護者周知」の項目は60%の肯定的な回答を得るに留まった。また、「園だより」のWeb配信は保護者によって賛否が分かれた。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 第三者評価は今回が初めての受審であるが、毎年「保育所の保育のチェックリスト100」を使用して職員が自己評価を行っている。しかし、このチェックリストの集計・分析は実施されておらず、保育の質を向上させるための園の課題抽出には至っていない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 駐車場問題や保育室の狭隘等の課題は、数年先の統合移転を待つこととなるが、すぐに取り組める課題に関しても積極的な取り組みがない。「保育所の保育のチェックリスト100」や第三者評価の結果から課題を抽出し、優先順位をつけて改善に取り組まれたい。計画的な活動とするため、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何を？）を明確にして取り組む必要がある。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 「大山保育園をこんな園にしたい！！」との園長の熱い思いがリーフレットに記載され、職員に配付して職員室にも掲示している。園としての「運営規程」がなく、「保育園運営案」にも園長の役割や責務が記載されていない。また、園長不在時の災害発生の際等に、誰が指揮命令権を持つのかの権限の委任先を明記したものもない。早急な改善が求められる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 園長はトップセミナー等の研修に参加し、順守すべき関係法令に関する知識や情報を習得している。職員に伝えたい情報に関しては、職員会議や資料回覧等によって職員周知を図っている。「児童憲章」や「児童福祉法」の内容が記載されている「保育ポケットブック」が、正規職員と会計年度任用職員の一部に配付されている。それを新人研修に使っているが、既存職員の研修にも活用を図られたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	・b・c
<コメント> コロナ禍によって様々な園行事が中止や縮小され、子どもの「遊びたい」気持ちが萎えたり、保護者の園運営に対するモチベーションが低下してしまうことは否めない。それを防ぐために、子どもが自発的に、かつ夢中で遊べる環境を提供している。ビールケースや木の板を用意し、子どもが自ら工夫して遊べるようにした。この取組みを評価・検証し、次の段階に展開しようとしている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	・b・c
<コメント> L○G○チャット（チャットツール）が導入されており、会議を行わなくても職員間で必要な情報が共有できるようになった。市の方針により、園での現金收受をなくし、キャッシュレス化が進められている。全クラスではないものの複数担任制をとり、OJTで先輩職員が新人職員を指導している。近い将来、ICT化の柱となるであろう保育システム「コドモン」の導入が計画されている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	ⓐ	・b・c
<コメント> 毎年秋に園長が職員との個人面談を実施し、来年度の就労意向を聞き取っている。その情報を市の幼児教育・保育課に伝え、幼児教育・保育課は市内の各園から集まった情報を集計・精査して人事課に連絡している。それを基に、人事課が採用活動を行っている。園としての採用や職員確保の活動はほとんどなく、働きやすい職場づくりを推進して、離職防止に努めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	・ⓑ・c
<コメント> 市が定めた年功序列型のキャリアパスがあり、管理職への登竜門である「主任昇格試験」が、能力・成果主義の一面を見せている。「能力評価シート」による人事考課制度が運用されており、結果が処遇（賞与）に反映されている。しかし、市の主導で実施されていることから、「能力評価シート」は市が管理し、園には残らず人材育成のためのツールとはなり得ていない。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市を挙げて、本腰を入れて離職防止（働きやすい職場づくり）に取り組んでおり、「保育現場の魅力・やりがい向上委員会」が立ち上がっている。育児休業明けの職員には「子育てハンドブック」が配付され、勤務時間の短縮が認められている。前年度は年間5日間の法定有給休暇が消化できない職員がいたが、今年度は全職員が取得できる見通しである。さらに、時間外労働も減少している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>新人職員の育成のため、副園長によるOJTが行われている。OJTの実施項目は10項目あり、副園長が適宜実施項目を決めて指導し、各項目の終了ごとに評価も行われている。「〇〇年度・個人目標」のシートを使い、目標管理を行っている。ただ、職員個々に設定された個人目標が、クラス単位で定められたクラス目標と連動していない。園目標ークラス目標ー個人目標の連動を図られたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が作成した「保育園職員研修計画」があり、専門別研修と階層別研修とに体系化されている。職員は研修計画に沿って研修を受講し、履修後には「研修からの学び」を作成して報告している。その1ヶ月後には研修効果を確認するための評価を行い、「研修からの学び」が保育の現場で活用されたか否かを検証している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が主催する専門別研修と階層別研修とが計画され、職員個々の条件（資格、経験年数等）や希望によって研修を受けている。「小牧市保育園職員研修受講記録簿」によって職員一人ひとりの受講履歴が管理されており、人事異動に伴ってこの記録簿も異動先の園に移される。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、市からの依頼を受けて今年度は6名の実習生を受け入れている。「実習生マニュアル」の冒頭に、「はじめに」として実習生受入れの目的が記載されている。実習の終了時には反省会を行い、「実習反省会報告」を作成している。この報告書は、実習生個人に対する評価に留まらず、「担任が実習で学んだこと」や「園長、副園長が感じた担任の育ち」にも言及している。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>情報公開のツールとしては、市が管理するホームページや園が作成したリーフレットがあるが、どちらも情報量や内容が乏しい。苦情解決の仕組みに関しては、苦情の情報（受付、対応、解決）を市に報告して園長会でまとめ、市内の全公立園が共通の課題として取り組む姿勢がある。課題として、苦情情報の公表の仕組みが構築されていないことが挙げられる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>市の定めたルールに沿って事務、経理・会計、契約、取引、購買等が執行されている。市の主導でキャッシュレス化が進み、保護者会費の集金代行を除けば、園で現金を扱うことは無いに等しい。職務分掌を示すものとして「園の組織・職員構成」があるが、経験年数や担当クラス表示に主眼が置かれており、保育以外の役割分担が明示されていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>昨年度は、地域交流の主要行事である七夕会、運動会、新春お楽しみ会が「世代間交流事業」として計画されていたが、コロナ禍によってすべて外部の招待者なしでの開催となった。今年度もほぼ同様である。コロナ収束を待って、地域の高齢者サークルや母子通園施設等との以前のような交流の再開を予定している。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって、地域の中学生の職場体験学習の受入れは見合わせた。保育実習で関係性ができた大学生を「キッズサポーター」として受け入れた。ボランティア受け入れのためのマニュアル整備が遅れており、早期の作成が望まれる。ボランティアの種類は多種多様であることから、マニュアル作成に当たっては、汎用性の高いものとするのが望ましい。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>社会資源が一覧にまとめられたものはないが、行政、教育機関、公共施設、スポーツ施設等は「市役所電話番号表」に網羅されている。医療機関のリストは事務室に掲示されており、「子育て支援ブック」も活用されている。児童相談所案件を3件抱えており、市の幼児教育・保育課や子育て支援センター、保健センター等と連携を図りながら見守り・観察を行っている。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>コロナの感染状況を見ながらではあるが、月に2回の園庭開放が行われている。園庭開放に来援する未就園児親子の記録（氏名の記載）をとり、園長や副園長が必ず話を聞いている。この際に保護者から質問や相談を受けることがあるが、記録には残していない。コロナ下でもあり、積極的な地域ニーズの把握のための活動は行っていない。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>月に2回、未就園児親子を対象とした園庭開放を行っている。大規模災害（風水害）時の避難施設として登録されている。緊急一時保育の実施園であり、「入園のしおり」（重要事項説明書）に説明がある。市のホームページでも紹介されており、市・幼児教育保育課にはリーフレットが設置してある。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>こどもを尊重した保育を実践することを理念・基本方針に定め、保護者、職員に伝えている。この理念・基本方針を各計画に落とし込み、日々の保育に反映させている。基本方針に沿った「全体的な計画」に基づいて各計画を作成しているが、職員に書面で渡すだけでなく理念方針について研修を行うことが望ましい。また保護者とも共通の理解を持つ工夫が期待される。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>こどものプライバシー保護について、規程やマニュアルとして整備されているものはなかった。それぞれの職員が専門職としての意識を持って保育にあたっているものの、園として職員に求める水準や規範を明文化し、職員周知を図ることが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>園としての情報提供は、ホームページにて行われている。コロナ禍のため園内見学は控え、園庭開放に留めているが、来園者に対しては個別に声を掛けるなどして情報提供を行っている。また包括支援センターが中心となって市内の園の情報を公開している。リーフレットの配布場所について、市役所や子育て世帯の集まる場所に設置するなど、情報公開の姿勢には検討の余地がある。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」にて保育内容について記載し、入園や進級時に保護者に説明して同意を得ている。外国籍世帯に対しては、市の通訳に依頼して翻訳された資料を用意している。園見学から入園手続きまでの資料は用意されているが、対応の流れや留意点については幹部職員が把握するのみで、手順書としては用意されていない。今後手続きのルール化、マニュアル化が期待される。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>市内の公立園に転園する場合は、関連資料をすべて渡すことになっている。ただし市外等の場合は、受入れ園の要請を市の幼児教育・保育課で協議し、簡易的な引継ぎを行っている。転園や退園等の場合の相談窓口を明確にした資料は作成されていない。保育の継続性や、退園などにより社会的ツールから外れてしまう世帯への支援の姿勢を明確にし、案内文書と手続きのルール化が期待される。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>個人懇談会にて保護者の意向把握に努めているが、個人懇談会での基本姿勢や確認項目などをビジョンとして示したものはなく、職員個々の裁量に任されている。第三者評価のアンケートを満足度調査の代替として考えている。ニーズを言語化しにくい保護者の意見を汲み取ること、園の地域性や機能に対する満足度を知るとい意味で、保護者に負担にならない形でアンケートの実施を検討されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情受付担当者や第三者委員会の設置、受理後に市まで報告があがるなどの体制が確立されている。記録も整備され、苦情受付から解決まで資料で確認することができた。実際に保護者と対面している担任の職員にも、苦情解決の流れが理解できるように研修を行うことや、苦情を個人情報保護に反しない範囲で公表していくことには改善の余地が見られる。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 担任の職員以外にも保護者が相手を選んで相談できるように配慮したり、送迎時に職員が担任にかかわらず声をかけるなど、相談しやすい雰囲気作りに努めている。部屋に余裕がない状況でも、送迎後の空き部屋や職員が退出した職員室など、他者の目を意識せずに相談できる環境作りをしている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者からの相談に対して傾聴しようとする意識や、受けた相談は即日報告して対応するという意識は感じられたが、対応方法のマニュアルとしての整備はなく、マンパワーに頼った取組みとなっている。職員それぞれが持つ手腕や姿勢を明文化して職員間で共有していくことで、園全体の質の向上が見込まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 事故やヒヤリハット事案発生時には、その日のうちに報告書を作成している。改善に向けての取組みまで検討しているが、書面での回覧のため他の職員が閲覧するまでに時間差が生じている。基本的な年齢別の発生しやすい事故については初年度に研修されているが、その後の振り返り研修が行われていない。事故発生時の手順や改善周知の効率化、園内での研修の実施の検討が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症に関しては、市の公立園全体として統一したマニュアルが用意されており、安全確保のための体制が整備されている。必要に応じて園長会にて改定もされている。ただし、いざ発生時にマニュアルを確認しながら対応することは難しいため、初年度に限らず年に1度程度のロールプレイ形式の対応研修を行うことで、より確実な対応をとることが可能となる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 災害発生時の避難経路を明確にし、職員室にも掲示されている。毎月の避難訓練を繰り返す中で、職員と子ども共に習熟度を高め、防災時の安全意識を高めている。市からの防災アナウンスを行動基準とし、幹部職員不在時でも代行職員を定めていることが確認できた。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育実施時の留意点はガイドブックにまとめているものの、他園とも共通であるために園としての独自性に欠け、概略となっている部分が見られる。保育以外の業務手順については、文書化されていないものが多い。今後、保育の標準的な実施方法について文書化すること、保育の質の均一化とその上での個別保育の関係性を職員が理解していくことが必要である。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 他園とも共通のガイドブックであるため、改訂は市の園長会でされている。園の地域性や保護者ニーズが反映された園独自の内容を追記する等、保育の現場で活用できるマニュアルの整備が求められる。マニュアルの作成や見直しには、保育現場で働く職員の積極的な参画が期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画の作成にあたり、市の栄養士が作成した食育計画が反映されている。入園時に収集したアセスメント情報や包括支援センターや保健センターからの情報がある場合には、それらも指導計画に反映させている。保育士に限らず栄養士等の他職種の職員が、自らの行っている業務の関連性を理解して取り組むことで、保育の質の向上につなげている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 指導計画については、定期的な改定が行われている。こどもの怪我や家庭状況の変化などで、緊急的に計画を変更する場合には、「策定後の計画に修正を入れる」となっているが、その仕組みが職員間で共有されているとは言い難い。策定から評価、緊急的な改定といった手順を仕組みとしてシステム化し、明文化していくことが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保育の記録は適切に作成されており、毎日の朝礼や月に数回ある会議にて職員共有されている。ただし、会計年度任用職員に対する伝達は情報が伝わりにくい部分が見られる。業務内で、必要な情報をもれなく伝える方法は検討の余地がある。今後の記録管理の仕組みとして、翌年度以降にICT化を進めていくことが確認できた。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 市の定めた規程に沿って、子どもの記録が保管されている。職員に対する教育が入社時に限られているため、定期的な教育・研修が求められる。また、子どもの写真等の管理方法は定められているが明文化されておらず、ICT化を進めていく中では、電子データの管理体制の確立とチェック機能の強化、職員への教育・研修が必要となる。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」については、幹部職員で作成して他の職員の意見を組み込む形で作成している。その後、各クラス担任の職員が、この「全体的な計画」に基づいて指導計画を作成している。そのため、当該業務を進めていく中で、「全体的な計画」に必ず目を通すことになり、共通の理解を得ることとなっている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>一部の保育室ではあるが、冷房が効きにくい保育室があり、夏場は扇風機などの併用で対応している。園の開設当初の想定受入れ人数と現状の受入れ人数が異なるため、遊戯室が保育室に転用されている。この措置（遊戯室が有効活用されていない）に関し、保護者から疑問を呈する意見があった。園としては、ゾーン分け等をして、過ごしやすくなるように工夫している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員が、どの子どもに対しても、また集団に対する保育の中であっても、個の関わりをとることができるような配慮がある。入園後に「障害児」との診断が出たケースでも、個別の指導や支援が可能となるように、職員の協力を得て人員をやりくりする工夫も見られる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の確立に向けての全体的な声掛けはあるが、確立後には子ども本人の意思を尊重した支援を行っている。子どもの基本的な生活習慣を確立させるためには、保護者が家庭で行う養育との連携が必須であり、保護者への適切な声掛けの工夫をしながら支援している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	⑤ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>クラスの指導計画の中にも、保育室の環境設定が組み込まれており、毎月子どもの様子や状況を踏まえた環境設定が行われている。そのため、園側の計画に沿った環境構成だけでなく、子ども達の興味や関心の方向性に沿った環境設定が行われている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>早朝保育と延長保育は、通常の保育室とは別の保育室で過ごしている。職員室も隣にあるため、人員配置的にも安定した保育が展開されている。保護者は、送迎の都度保育室まで入っており、保護者と職員とはいつでも話をすることができ、家庭との連携も一人ひとり丁寧に行うことが可能となっている。その際、家庭の様子を確認し、日々の保育に反映させている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児は、同じ保育室をゾーン分けして使用している。それにより、月齢などに伴う発達の差があっても、同一の保育室の中で無理なく生活することが可能である。年上の子どもが行う遊び等を、年下の子どもが間近で見て確認することもできる。年上の子どもの「遊びに取り組みたい」という自我の芽生えを成長のチャンスと捉え、二つのゾーンの行き来も柔軟に行われている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 他児との関りに興味を示す、社会性の芽生えの時期である。クラスの状況に応じて「生活の安定」から「集団作り」、さらに「集団の中での個としての役割作り」など、段階に沿った保育が行われている。5歳児のクラスでは、全体の中で発言しあったり、給食メニューの書き出しをするなど、子ども本人の意思に沿った社会性への支援が行われている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 様々な方法で、保護者や包括支援センターとの情報共有を行っている。正規職員や会計年度任用職員が年に数回、障害児に関する研修に参加するなど、職員の専門知識の習得のための取組みが行われている。それらの知識や情報は他の職員にも共有され、障害のある子どもへの保育が継続的で安定するように配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 延長保育への引継ぎの際に情報の共有に漏れが出るケースがあり、伝達のタイミングと方法には改善の余地が見られる。延長保育においても、子どもの状況に応じて、目的を持った保育が行われている。これは、会計年度任用職員の発案であるが、園としての仕組みとして定着させることが望ましい。正規職員が毎日配置されているため、月に数回は保護者と対話する機会がある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> コロナ禍で行えていないが、以前は5歳児クラスの子どもの1年生の授業の様子を見に行くことが行われていた。また小学校教諭が就学予定の子どもの様子を見に来る機会があり、その際に園の職員と情報を共有している。自分の名前や献立を子どもと職員が書きだす機会が毎日用意されており、文字への興味や就学の練習となる保育も展開している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルは、市が作成したものが用意されている。保護者には、配布物を通して情報提供を行っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）に関しては入園時に情報を提供しているが、書類配付や掲示に留まっている。保護者に応じた声掛けなどの個別の対応や、それを行うにあたってのマニュアルの作成が期待される。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 定期的な健診は計画に沿って行われている。結果については保護者に書面で連絡しており、外国籍世帯で日本語の理解が困難な保護者には、市の通訳によって翻訳されたものを配付している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> アレルギー児に対応するためのマニュアルが整備されており、誤食事故を起こさないよう努めている。席が周囲の子どもに対しても、アレルギー児に対する理解が得られるように配慮している。研修については、入社時の他に定期的にも実施されており、以降クラスに入った時には、その際の研修資料を確認することで振り返りが行われている。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって、乳児（0～2歳児）は職員と一緒に食事を摂る機会がなくなった。しかし、それによって食事中の子どもの様子を以前よりも詳しく確認できるようになった。食事提供方法を柔軟に変更したり、食事マナーについても伝えやすくなっている。幼児（3～5歳児）はこれまで通り、職員と一緒に食事を楽しんでいる。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍以前は、子どもが自分たちで調理を経験することで、食材に触れ、料理の過程を目にすることができていた。現在でも季節感や地域性のある食材は継続して提供されており、食事を通して様々な経験を得ることができている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 「連絡帳」や送迎時に話をするすることで、保護者から情報を得ている。保護者から得た相談内容等については、記録メモを残し、職員間での共有を図っている。それにより、担任の職員以外が得た情報でもクラス担任の職員が知ることができ、日々の保育に反映させることができている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ① ・ c
<コメント> 担任の職員に限らず、様々な職員が積極的に保護者に声掛けしており、保護者も相談しやすい職員を選んで話すことができる。包括支援センターとの連携により、入園にあたって継続的な支援を行うことができている。相談を受けた職員の誰もが適切に対応できるよう、保護者対応に関するマニュアルの整備と、それを活用した研修の実施が期待される。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 家庭での虐待などの疑いがあるケースにおいては、児童相談所と連携し、児童相談所が発行した資料に基づいて対応している。現在、3件の児童相談所案件があり、市の幼児教育・保育課や子育て支援センター、保健センター等と連携して対応している。対応は非常にデリケートかつ迅速さが求められるため、園長と副園長が対応している。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> 「保育所の保育のチェックリスト100」を実施し、職員が自らの保育を振り返っている。必要に応じて面談を行っているが、課題の抽出が職員個々の範囲に限られている。チェックリストの結果を集計・分析して園の課題を顕在化させたり、内部研修へ発展させる等、園全体を見据えた取組みとすることが望ましい。		